

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 入札説明書等に関する第2回質問への回答

※質問は、原文を変えずに掲載しています。
(ただし、頁番号や項目名等の明らかな誤記は修正しています。)

令和8年9月30日

滋賀県

■入札説明書に関する第2回質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第2	-	(12)	ア 県が支払うサービス対価	サービス対価の内訳がございましたら、ご教示ください	入札説明書 別紙1「サービス対価の構成および支払方法」をご参照ください。また、予定価格の内訳は提示しません。
2	別紙1 1	別紙1			維持管理業務・運営業務の対価	条例に基づく利用料金減免時の県から還付について、予め想定される減免額を想定の上、サービス購入料（D-1）に算定するという理解で良いか。	条例に定められた利用料金の減免に対して、県からの還付や補填は行いません。あらかじめ想定される減免額を想定し、利用料金収入を算定してください。また、条例に基づき、減免・還付の規程を定める場合についても同様です。なお、減免・還付の規程を定める場合は、落札後に県と協議の上、承認を受けてください。
3	—	別紙1	—	—	サービス対価の構成および支払方法	事業者が本事業の実施に関連して国等の補助金・交付金（例：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、公衆無線LAN環境整備支援事業、防災・安全交付金等）の交付を受ける場合、当該補助金相当額を勘案してサービス対価（入札価格）を減額して提案することは可能か、ご教示いただきたい。可能な場合、事前協議の要否や様式上の記載方法等、留意すべき手続きがあればあわせてご教示いただきたい。	前段について、本事業の実施に際して事業者の責任において補助金・交付金の適用を受け、相当額をサービス対価より減額した提案は可能です。ただし、補助金・交付金対象外となった場合にも、落札金額からの増額は行いません。後段について、現時点で県より提供できる情報はありません。事業者が主体となって確認等を行ってください。
4	別紙2 3～5	別紙2	2 3 4	—	サービス対価Bの改定 サービス対価Cの改定 サービス対価Dの改定	サービス対価の改定について、A（施設整備業務のうちA-2、A-4、A-5、A-6）には、毎年度の指標変動（3%以上）による改定に加え、特別な要因による急激な物価変動が生じた場合の全体スライド・単品スライド・インフレスライドに相当する改定請求の規定があります。一方、サービス対価B・C（C-2、C-3）・D（D-1、D-2）については、毎年度の指標に基づく改定（3%以上変動時）のみが規定されており、Aと同様の急激な物価変動に対する追加的な改定請求の規定は適用されないとの理解でよいのか、確認したい。	ご理解のとおりです。
5	別紙2 6	別紙2	4	(1)	項目 人件費	指標は入札参加者の提案を踏まえて、県と事業者との協議により変更することも可能である。とありますが、指標変更およびその協議は、維持管理運営業務開始前から行うことが可能で、且つ、業務期間内を通じて実態に即して何度でも可能、という理解でよろしいでしょうか。	原則として、指標変更およびその協議は、事業契約締結前の契約協議期間に行います。なお、事業期間中に採用を予定している指標が消滅した際や、内容の見直しにより本事業の実態に適合しなくなった際は、事業期間中であっても指標変更およびその協議が認められる場合があります。
6	別紙2 6	別紙2	4	(2)	改定の計算方法	サービス対価D-1に使用する物価変動の指標が費用毎に定められているため、サービス対価D-1は、各業務費用に各指標の改定率を乗じたものから利用料金収入を減じて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価D-1は、維持管理・運営業務に要する業務費用から利用料金収入等を控除した額を基礎として算定するものです。そのため、物価変動による改定金額についても当該サービス対価D-1に改定率を乗じて算出することとなります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	別紙3 1	別紙3	—	—	光熱水費の取 り扱い	別紙記載のように基準額を設定し、超過分は事業者が支払うものとするがあるが、R10～R15は提案書記載の使用量とした場合、基準額未満だった時はどの時点で実費払いへ切り替えるのでしょうか？	令和10年から令和15年までの各年度については、提案書記載の使用量を基準量とし、基準額を算出します。その期間において、請求書金額が基準額未満となる場合においても基準額を支払います。 なお、入札説明書 別紙3「光熱水費の取り扱い」3. 光熱水費の支払い方法を修正しますので、併せてご参照ください。
8	別紙3 1	別紙3	1	—	基本的な考え方	「光熱水費の取扱い」について、積算の参考とするため、過去の光熱水費実績をご教示いただくことは可能でしょうか。 また、青年の城以外の既存施設についても、施設ごとの光熱水費実績をご教示いただくことは可能でしょうか。	前段について、過去3カ年の公園の光熱水費の実績は以下のとおりです。 令和5年度：30,963,236円 令和6年度：34,729,876円 令和7年度：40,205,595円 後段について、光熱水費は公園全体分をまとめて支払っているため、施設ごとの実績について、提示できる資料はありません。
9	別紙3 1	別紙3	3	—	支払方法	「請求書金額が基準額未満だった場合は、実費払いとする」とありますが、基準金額を超えた金額は事業者が負担し、満たない場合は実費分しか支払わないというのは、気象変動による増額など事業者でコントロールできない光熱水費の変動リスクを事業者のみが負う片務契約と思われます。 請求書金額が基準額に満たない場合も基準額をお支払いいただくようお願いします。	請求書金額が基準額に満たない場合も基準額を支払うこととします。 なお、入札説明書 別紙3 3の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
10	別紙4 3	別紙4	6		モニタリング	プロフィットシェアのモニタリング結果は、運営業務のモニタリングには影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	別紙5 9	別紙5	4	(2)	サービス対価 の減額	運営業務のうち独立採算で行う業務はモニタリングの対象ではあるが、減額ポイントの計上対象外との理解でよろしいでしょうか。	運営業務のうち独立採算で行う業務についても、モニタリングの対象かつ減額ポイントの対象となります。

■要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第1	6	(4)	供用開始時期	供用開始時期の◎月とは、◎月末日の供用開始も要求水準を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 例：ア 公園施設（新設） 令和10年（2028年）7月の場合、令和10年（2028年）7月31日でも可	ご理解のとおりです。
2	4	第1	6	(4)	イ キャンプサイト	キャンプサイトの供用開始時期が2028年10月、新宿泊研修施設は2030年7月であり、青年の城の解体工事における騒音・埃が懸念される場合には、その期間のキャンプサイトの休業は可能でしょうか？	青年の城の解体工事期間におけるキャンプサイトの休業は認めません。青年の城の解体工事期間中は利用者の安全や騒音等に十分配慮した上でキャンプサイトの運営を行ってください。
3	7	第1	10	(1)	基本的な考え方	県へ引き継ぐと記載がありますが、全て無償譲渡になるということでしょうか	サービス対価内で整備した施設・備品等については、各施設引渡し時に県へ所有権移転することとなります。事業者の費用にて設置した備品・設備等のうち、事業終了後に県への譲渡を想定するものの取り扱いについては、県と事業者の協議の上、判断します。
4	7	第1	10	(1)	基本的な考え方	引き継ぐという記載について、駐車場機器等、専門事業者でなければ管理できない設備については、譲渡ではなく、資産区分は駐車場会社のまま一部メンテナンスのみを継続して対応するという理解で良いでしょうか	原則、事業終了時点で県の資産でないもの（事業者等の資産）は撤去してください。特定の事業者でなければ管理できない設備については、事業終了時の撤去を前提とします。ただし、駐車場については、機能を県に引き継いだ後、県による駐車場管理・運営に支障を生じさせない設備を設置してください。
5	13	第2	1	—	基本方針（留意事項）	要求水準書では、施設の木造化・木質化を推進し、“滋賀県産”木材を積極的に利用することとされています。審査においては、“県外”産材または外国産材による木造化は、同要求に対する積極的な評価の対象とはならず、木造化・木質化の別にかかわらず、滋賀県産木材の使用量、使用部位および利用方法等が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準に記載のとおり、木材の活用に関する評価は、「①産地を問わない木材の活用について」と「②県産木材の活用について」の2つの視点から総合的な評価を行う想定です。
6	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	公園施設の整備について、設計・見積を行う上で必要となる縮尺・高低差のわかる位置図や雨水排水径路などのインフラ情報の提示がないため、計画条件を想定して設計・見積せざるを得ません。事業実施時に測量等を行った結果、公募時の受領資料より想定していた条件等に相違があり、整備費用に増加が生じた場合は、別途清算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募資料と諸条件が異なる場合については、ご理解のとおりです。ただし、現地に目視確認できるものに加え、公募資料等から合理的にその存在が想定できるものおよび範囲については、その対応を事業費として見込んでください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	13	第2	1	(1)	ア 公園施設の整備	上記にて、工事量の増加などにより工事工程が遅延した場合は、ペナルティなしとの理解でよろしいでしょうか。 また、新規施設の開業時期が遅れることによる収入減少についても補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、工事工程が遅延する理由が県に起因する場合についてはご理解のとおりです。 後段について、実施に生じた影響及び補償額を踏まえ、県と事業者の協議の上、判断します。
8	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	「別添資料1 公園全体計画図」に示されている整備候補地内には、里道はないとの理解でよろしいでしょうか。 里道があった場合には、廃止または付替えしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	「参考資料6 新宿泊研修施設整備予定地の測量図」に示される里道以外に把握しているものはありません。 なお、その他の里道があった場合には県負担で事業実施に向けた対応を行います。
9	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	上記にて里道があり、廃止または付替えがなされず、計画変更が必要となる場合、計画変更による整備費用に増加が生じた場合は、別途清算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、変更起因して工事工程が遅延した場合は、ペナルティはなく、キャンプサイト開業時期が遅れることによる収入減少についても補償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、実施に生じた影響及び補償額を踏まえ、県と事業者の協議の上、判断します。
10	15	第2	2	(2)	ア (イ) b. 付帯施設について (e)	「団体（220名以上）で利用可能な食事棟」について、維持管理業務もサービス対価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙1「サービス対価の構成および支払方法」(p.3) (4)「サービス対価Dの算定方法」に示すとおり、維持管理・運営期間中のキャンプサイトに係る費用はサービス対価に含みません。
11	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	キャンプサイト整備地に隣接してコンクリート製の調整池があります。現状決して衛生的かつ美観的に好ましいとは思えません。キャンプサイトの一部として改修提案をすることは可能でしょうか。	青年の城の中庭にある池については、キャンプサイトの魅力向上に資する改修の提案を行うことは可能です。 なお、提案にあたっては、維持管理方法、安全性および周辺環境への影響について十分に検討してください。
12	16	第2	2	(3)	ア 駐車場システムの導入	最大料金の設定は、24時間最大料金（24時間毎）または、1日最大料金（1日毎）の設定でもよろしいでしょうか。	駐車場利用料金は「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」において1回1台あたりの金額を定めているため、1日あたりの最大料金を設定することは不可とします。 料金設定に当たっては、要求水準書「別添資料23 利用料金の考え方」も参照してください。
13	17	第2	2	(3)	ウ 看板の更新	看板の更新について、「本事業で行う整備に伴って内容が変更となる看板を更新すること」とありますが、盤面のみを更新し、全種本体の更新は含まないことでよろしいでしょうか。本体の更新を含む場合「別添資料29 公園内看板一覧」に示すどの看板かご教示ください。	本体の更新は含まれておりません。
14	17	第2	2	(3)	エ ベンチの設置	園路の周辺や広場等に公園利用者が休憩できるベンチを適宜設置することとありますが、想定されているエリアがありましたらご教示ください。	ベンチの設置場所は事業者にて提案してください。なお、遊具の配置や利用者の動線等を踏まえた配置としてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	18	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	「新宿泊研修施設へ青年の城電気室内の機能を移設する方針とするが、別棟としての整備も可とする。」とありますが、電気室内の機能（高圧配電する親局）も本整備費内で見込むのでしょうか。 ・電気室は屋外型仕様でも可能でしょうか。 ・機能移設の際、発電機機能は必要でしょうか。また非常用発電、常用発電のどちらでしょうか。	電気室内の機能についても本事業費に含めてください。 電気室は屋外仕様でも構いません。 切り替え工事に際して公園全体のセキュリティの確保ができる計画としてください。なお、切り替え工事時には一時的な本施設の閉館を想定しているため、事業契約後に県と協議可能です。
16	18	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	滋賀県道22号竜王石部線からの受電キュービクルからの電線・電線管、スポーツゾーンへの電線・電線管は流用できるものとして理解してよろしいでしょうか。既設電線・電線管の規格、設置年度が把握できる資料の入手は可能でしょうか。既設電気設備の耐用年数が超過し、改修が必要な場合は、追加設計・整備として認められますでしょうか。	既存の電線・電線管は流用できるものと想定ください。 電線・電線管の設置年度について提示可能な資料はございません。 既存電気設備の老朽化により改修が必要な場合、県と協議の上、要求水準書（p.62）第6の11（4）ウ（イ）に示す小規模修繕の考え方に基づいた費用負担とします。
17	18	第2	3	(2)	ア インフラ設備状況	インフラ電気について、『青年の城の電気室の機能を移設する際、「別棟」として整備も可とする』とあるが、室内型ではなく、屋外型キュービクルでもOKでしょうか？	可能です。
18	18	第2	3	(2)	整備予定地	整備予定地内（新宿泊施設）敷地の北西側にある登山口は工事期間中、通行不可となる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	18	第2	3	(2)	整備予定地	整備予定地内の既存トイレは、工事期間中も継続して使用可能でしょうか。あわせて、隣接する管理棟の使用可否についてもご教示ください。	東ゲート管理棟のトイレについては工事期間中も継続して使用可能です。 東ゲート管理棟の管理室についても使用可能です。
20	18	第2	3	(2)	整備予定地	整備予定地内（新宿泊施設）の仮設電気・水道・下水は、既存の管理室から分岐して使用してもよろしいでしょうか。また、電気の使用可能容量をご教示ください。	東ゲート管理棟から分岐して使用することは可能です。 電気の使用可能容量は約30A程度です。
21	18	第2	3	(2)	整備予定地	整備予定地（新宿泊施設）で、敷地内に樹木の枝が張り出していますがその伐採は発注側で見ていただけたと考えてよろしいでしょうか。	樹木の枝の剪定については事業者の負担にて対応してください。
22	18	第2	3	(2)	整備予定地	整備予定（新宿泊施設）地の南東側に隣接する駐車場を、工事エリアとして使用してもよろしいでしょうか。	整備予定地南東側の駐車場を工事ヤードとして利用することは可能です。
23	21	第2	3	(4)	ア（ア） b. レストラン・カフェ	レストランカフェの一般利用について、宿泊者の利用を優先した上で、主に団体宿泊利用のない日や時間帯等の運営上受入れ可能な範囲において一般利用者への食事提供を行う運用としてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
24	21	第2	3	(4)	ア (ア) b. レストラン・カフェ	レストランとは別に独立したカフェスペースを設けることを必須とするものではなく、同一スペースを時間帯等に応じてレストラン・カフェとして運用する計画も可能でしょうか。	可能です。
25	21	第2	3	(4)	ア (ア) c. 大浴場	大浴場について、新宿泊研修施設宿泊者以外にキャンプ場宿泊者や日帰り利用者等も利用可能な計画とする旨が示されていますが、当該利用者に必要な入浴・シャワー機能を提供できる場合、大浴場に限らず、別途設置するシャワー室等により対応する計画も可能でしょうか。	必要な入浴機能およびシャワー機能を提供できる場合には、大浴場に限らず別途設置する室での対応を認めます。入浴機能は、浴室を設け湯船に浸かることを指します。
26	23	第2	3	(4)	ア (ウ) b. バリアフリー対応宿泊室	バリアフリー対応宿泊室について、車いす利用者が容易に移動できる広さや障害者対応の浴室・トイレ等を整備することが示されています。 例えば4名定員の客室とする場合、室内すべてのベッドについてバリアフリー対応を求めるのではなく、車いす利用者が使用する1床または必要数のベッドおよびその周囲について必要な利用スペースを確保する計画としてよいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。本施設の趣旨および公募資料に示す条件を踏まえた提案としてください。
27	23	第2	3	(4)	ア (ウ) c. 談話スペース	宿泊室のある各階に宿泊者が集い談話できるスペースを設けることとされていますが、宿泊者が利用可能な食堂、研修室、共用ラウンジ等を配置し、同等の交流機能を確保する場合、専用の談話スペースを各階に設けず、他の共用スペースとの兼用とすることは可能でしょうか。	談話スペースについては宿泊部門内の共用スペースとして想定しており、共用部門や研修部門の機能と兼用することは不可とします。
28	25	第2	3	(4)	ア (オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像の移設方法の検討にあたり、過去2回（東京赤坂「ミケランジェロ展示館」→京都市美術館、京都市美術館→青年の城）の移設時の計画書や記録等があればご提示をお願いできますでしょうか。	ダビデ像設置当時の状況がわかる写真や設置経費がわかる資料について、参考資料16として追加提供します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
29	25	第2	3	(4)	(オ) b. レンタルサイクルポート	既存の自転車は備品台帳に記載されていないが台数等管理状況を教えていただく事は可能か	既存の貸し出し用自転車は取得価格が10万円未満のため、備品一覧には掲載していません。 現状では、青年の城に33台、スポーツ会館に76台の自転車を保管し、指定管理者において点検・修繕を行っています。
30	25	第2	3	(5)	ア 構造	新宿泊研修施設の構造について、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のNo.67（回答：原案のとおり）を踏まえて改めて確認します。主要構造部のうち小屋組み（屋根架構）部分については、耐火要件により木造による現し仕上げとすることが難しいため木質化（内装仕上げ）で対応し、柱・梁等その他の主要構造部材において木造化を行う提案とした場合、要求水準書(5)構造計画ア(ア)に定める「主要構造部の一部を木造化」の要件を満たすとの理解でよいのか、ご教示ください。	主要構造部の一部の木造化を満たすものと考えます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
31	27	第2	3	(6)	セ 防犯設備	監視カメラの設置について、現在、同公園内に設置しているカメラはあるでしょうか？もしある場合はメーカーをご教示ください。	東西のゲート付近およびスポーツ会館周辺等に監視カメラを設置しています。 カメラの製造メーカーはi-PRO(株)、パナソニック(株)、Dahua社です。
32	28	第2	3	(6)	ツ 中央監視制御設備	既存青年の城で監視している設備について、既存中央監視制御装置のメーカーをご教示ください。	既存の中央監視装置（Savic-net FXmini）の製造メーカーはアズビル株式会社です。
33	34	第3	4	一	建設業務	入札時に建設工事に支障となる木の有無を詳細に検討することが困難であることから、建設工事に支障となる木の伐採ができない場合に仮設に係る費用または木の移設等に係る費用については、別途県が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事のために必要でやむを得ないと県が判断する場合は、木の伐採を認めます。伐採が認められない場合においても、事業費の増額等は認めません。
34	34	第3	4	(3)	基本要件	新宿泊研修棟建設予定地周辺の木で、建設工事に支障が生じるものは伐採可能との理解でよろしいでしょうか。（認められない場合には枝の伐採だけでも認めていただきたい。）	自然公園内での整備となりますので、やむを得ない場合を除き、伐採は認めません。ただし、枝の剪定は可能です。 やむを得ない場合は、事業開始後早期に協議を行ってください。伐採の可否について、県において判断します。伐採が認められない場合においても、事業費の増額等は認めません。
35	34	第3	4	(3)	ア 等 近隣対応	工事説明会について、想定されている対象がありましたらご教授願います。	現時点で想定している対象はありません。
36	34	第3	4	(3)	ア 等 近隣対応	家屋調査の対象については、民間施設のみと考えてよろしいでしょうか。	家屋調査が必要となる施設は想定していません。なお、建設工事の実施に伴う公園内の既存施設への影響については、必要な調査および対策を講じてください。
37	35	第3	4	(3)	キ 仮設要件	新宿泊研修施設・公園施設・キャンプサイト等各種工事について、西ゲートからの工事車両の進入も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、大型車両（12t以上）については、希望の橋の通行を制限しているため、東ゲートから文化ゾーンへ進入してください。
38	35	第3	4	(3)	キ 仮設要件	工事期間中の現場事務所の設置場所や資材置き場の場所は、事前に県と協議をして決めるとありますが、土砂の仮置き場を公園内に確保することについても、県と協議をして決めることができるとの認識でよろしいでしょうか？また、土砂の仮置き場について想定されている場所がありましたらご教示いただけますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、公園運用上支障がない場所であることが必須条件と考えております。その他につきましては協議によるものと考えます。
39	35	第3	4	(3)	オ 施工管理	「原則開園日および開園時間内での工事とすること」とありますが、作業時間の開始と終了時間について、施工内容・施工計画等で協議を行い工事を実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約後、協議の実施は可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
40	35	第3	4	(3)	カ 廃棄物等の処理 (ア)	残土処分を行う場合は盛土規制法に基づき、許可もしくは届出が必要でしょうか。また、この許可・届出は代表企業と工事担当事業者のどちらが行う必要がありますでしょうか。	具体的な内容が不明であるため、現時点で必要な手続きについて提示することができません。許可・届出に関する対応についてはSPC内で調整してください。
41	39	第2	7	(2)	解体・撤去 (ア) (イ)	青年の城について、既存基礎・杭の形状、寸法、数量等が確認できる図面が提供されていないため、解体・撤去工事費を合理的に算定することが困難です。適正な入札価格を算定できるよう、基礎・杭に関する図面その他の積算根拠資料をご提供ください。資料の提供が困難な場合は、青年の城の解体・撤去工事を本事業の対象外とし、別途発注・契約とすることをご検討いただけないでしょうか。	青年の城に関する図面を別添資料18として追加提供します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
42	45	第5	1	(3)	業務範囲・業務期間	スポーツ施設(既存)における開業準備業務期間中について、管理運営業務は現指定管理者が継続して実施し、新たな指定管理者は主として引継ぎ業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。その場合、引継ぎ業務として想定される引継ぎ期間、必要となる人員配置(人数・時間等)の目安がございましたらご教示ください。	前段について、開業準備業務期間中における維持管理業務や、当該期間中の運営に係る業務は現指定管理者が継続して実施します。後段について、目安となる期間や人員配置はありませんので、令和10年1月から令和10年3月末に引継ぎを実施できるよう、事業者にて提案してください。
43	47	第5	3	ー	予約システム等整備業務	予約システムについて、新たな指定管理者が運用する予約システムはいつから利用開始することを想定されていますでしょうか。また、2028年4月1日以降の利用予約については、開業準備期間中から新たな指定管理者が予約受付を開始できるよう準備する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、各施設の供用開始日の6ヶ月前の初日から利用受付を開始できるようにしてください。要求水準書(p.75-76)第7の3(3)イの記載を修正しますので、ご参照ください。後段について、ご理解のとおりです。併せて、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No.93もご参照ください。 【参考】 入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No93の質問： ア体制構築業務、イ予約サイトシステム等整備業務、ウ事前広報、利用者受付業務などが令和10年1月から3月末となっていますが、令和10年の運営に伴い、特に予約受付業務などは、1年前から始まるものもあるかと考えております。前倒して準備することを協議することは可能でしょうか。 回答： 前倒しでの実施も可としますが、当該分のサービス対価の増額は行いません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
44	49	第6	—	—	維持管理業務に関する要求水準	維持管理業務について、現状で外部委託をされている業務がございましたらご教示ください。 業務名・業務内容・実施頻度・委託の範囲・委託先名 など	現在の指定管理者が外部に委託している業務の内容がわかる資料について、参考資料17として追加します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者には個別に提供します。を提供します。
45	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	エ「“供用開始後”5年ごとに内容を更新し、県の承認を得ること」とあります。別添資料30(修正版)に示されている既存施設の長期修繕計画作成対象については、すでに供用開始されているため、“維持管理業務開始後”5年ごととの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書(p.52)第6の1(9)エの記載を修正しますので、ご参照ください。
46	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	現財団法人様が、直近で策定した長期修繕計画があれば、ご提示ください。	現指定管理者にて長期修繕計画は策定されていません。
47	52	第6	1	(9)	長期修繕計画書	既存のキュービクルの設置年月日わかる図面、資料の貸与をお願いいたします。	要求水準書参考資料3-1のP108に既存のキュービクル機器の製造年を記載していますので、参考に参照してください。
48	52	第6	1	(10)	備品管理台帳	スポーツゾーンの備品は、今回特に記載する欄はございませんが、特に老朽化が激しい備品等については現運営会社様で買い替えていただけるのでしょうか。また備品リストに無い備品が必要だと判断した場合は、サービス対価外になるのでしょうか。	前段について、県および現指定管理者による備品の更新を行っています。現時点での更新状況を反映した「別添資料15 備品リスト(修正版)」を公表しますので、ご参照ください。 後段について、「別添資料15 備品リスト」はあくまで備品の参考として提示しているものです。提案時に事業者にて必要と判断された備品の購入費はサービス対価D-1に含みますが、事業期間中の県の指示によらない備品追加によるサービス対価の改定は行いませんので、提案時に必要な備品を見込んでください。なお、運営上必要と判断した備品は、様式13-5に適宜枠を追加し、記載してください。
49	54	第6	3	—	設備保守管理業務	現状の電気保安業務に関しては、①資格者の常駐による対応 ②第3者委託による対応 どちらの運用で管理されているのでしょうか？	指定管理者が②により対応しています。
50	57	第6	6	—	清掃業務	スポーツ施設において現在実施されている日常清掃および定期清掃の業務内容、実施箇所、実施頻度をご教示ください。	現在の清掃業務の内容は、要求水準書参考資料3-1(p.8-p.47)を参照してください。
51	57	第6	7	(1)	業務の目的	備品等について、適切に点検、保守、修繕および更新を実施し、常に良好な状態を維持することが求められておりますが、別添資料15の貸出備品について、引渡前に全品の現物確認・動作確認を行い、使用不能、耐用限界または欠品の備品は県が更新または備品リストから除外した上で引き渡すとの理解でよろしいでしょうか。	事業開始時についてはご理解のとおりです。県としては、現物確認・動作確認を行っています。事業終了後の引き渡しについては、備品の現物確認・動作確認を行った上で、県に引き継ぐものとしてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
52	57	第6	6	(3)	要求水準 ウ	日常的な側溝清掃、悪天後の側溝や側溝樹の点検について、現在の契約では、指定管理者所属の職員様が従事されているか、あるいは外部委託しているか、ご教示ください。	指定管理者の職員が従事しています。
53	59	第6	9	(2)	業務の対象範囲	公園内河川の草刈り実施回数についてご教示ください。	年に数回実施しています。
54	59	第6	9	(3)	ア 芝生管理	芝生管理業務について、スポーツ施設の野球場およびソフトボール場における現在の管理内容、実施頻度、年間作業回数ならびに指定管理者による直営業務と専門業者への委託業務の区分をご教示ください。	要求水準書参考資料3-1のP188を参照してください。 なお、芝刈りは指定管理者による直営業務として実施しています。
55	59	第6	9	(3)	ア 芝生管理	参考資料14「芝生地病虫害対策業務」について、過去に実施された病虫害対策業務の施工面積（実施面積）をご教示いただくことは可能でしょうか。	各エリアでの使用薬剤ごとの散布面積は以下のとおりです。 芝生ランド：ナイスイーグルSC (67,500㎡) 芝生ランド：芝美人フロアブル (65,000㎡) 芝生ランド：ザイトロンアミン液剤、モニユメント／混合散布 (5,000㎡) かえでの森：ダブルアップDG (5,000㎡) かえでの森：フルスウィング (5,000㎡) かえでの森：トリビュート0D、シバゲンDF／混合散布 (15,000㎡) 陸上競技場：クサブロック (5,000㎡) 陸上競技場：トリビュート0D、シバゲンDF／混合散布 (7,500㎡)
56	59	第6	9	(3)	イ（イ）草刈	公園内には残置・集積されている剪定枝や落葉等は、本事業開始時までに県にて撤去・処分されるとの理解でよろしいでしょうか。仮に撤去・処分されない場合は、現状のまま残置可能との理解でよいでしょうか。	現在スポーツゾーン内の圃場集積している枝葉等については、公園利用者の支障になるものではなく、圃場内の集積にも余裕があるため、撤去・処分の予定はありません。本事業開始後も現状のまま残置可能です。
57	60	第6	10	—	駐車場および駐輪場管理業務	駐車場について年間パスポートや回数券の運用は可能でしょうか。	年間パスポートや回数券の運用は可能です。なお、年間パスポートや回数券の運用によって発生する利用料金の差額については、「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」に則り、県への利用料金の減免申請が必要となります。 なお、その場合であっても「別添資料23 利用料金等の考え方」に準じた利用1回あたりの料金は設定してください。
58	60	第6	10	—	駐車場および駐輪場管理業務	現状の駐車場法に基づく、路外申請の届け出の有無を教えてください。	これまでに当該届け出は行っていない。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
59	60	第6	10	(3)	ウ 保守管理	駐車場の開閉時間について、西駐車場ならびに南駐車場については事業者提案で可能か	駐車場は、本公園の開園時間は営業するものとします。また、本公園の開園時間外は宿泊者以外の駐車場の出入りを認めないものとしてください。
60	61	第6	11	—	修繕・更新業務	長期修繕計画の策定および修繕費の積算の参考とするため、今後予定されている中小規模修繕工事の計画がございましたら、ご教示いただくことは可能でしょうか。	施設の修繕については、利用者の安全性への影響等を考慮した上で、順次対応しています。今年度は、青年の城の変圧器の更新および陸上競技場の舗装の改修を予定しています。来年度以降の修繕工事は未定です。
61	62	第6	11	(4)	ウ イ以外の既存施設（イ）	利用者・第三者・帰責者不明の損傷が発生した場合、事業者の責任で修繕を行うのは要求水準書に基づき見積額が1件について100万円未満のもののみという認識でよろしいでしょうか。または事業契約書（案）P24 第63条が優先され、上限なく事業者が自らの責任および費用負担において、必要な修繕等を行う必要が生じるのかご教示ください。	既存施設においては、施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、施設利用者の故意もしくは過失による損傷等、施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等について、見積額が1件につき100万円を超えるものの修繕費については、県負担とします。
62	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	現状の青年の城の直近3か年の支出実績について、人件費・修繕費・消耗品費・広告宣伝費・委託費等の支出内容がわかる資料をご提供ください。	現在の指定管理者の直近3か年の支出実績のうち、人件費・修繕費・広告宣伝費・委託費の支出内容がわかる資料について、参考資料18として追加します。なお、各施設ごとの集計は行っていません。当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
63	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	青年の城における過去3か年における団体利用のリストをご提供ください。	青年の城における過去3か年における利用者のリストを参考資料19として追加します。当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
64	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	青年の城の宿泊利用における毎年の恒例行事として利用されている団体利用の名称、目的、利用者数、泊数をご教示ください。	青年の城の利用者については、入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 63をご参照ください。なお、毎年の恒例行事として利用されている団体について個別に集計は行っていません。
65	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	キャンプ場における過去3か年における団体利用のリストをご提供ください。	野外活動施設における過去3か年における利用者のリストを参考資料20として追加します。当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
66	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	キャンプ場の宿泊利用における毎年の恒例行事として利用されている団体利用の名称、目的、利用者数、泊数をご教示ください。	野外活動施設の利用者については、入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 65をご参照ください。 なお、毎年の恒例行事として利用されている団体について個別に集計を行っていません。
67	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	現状の青年の城における維持管理業務および運営業務について、現在外部委託している業務の一覧（業務内容・委託範囲・委託頻度等）が分かる資料をご提供ください。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 44をご参照ください。
68	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	現状の公園管理にかかる直近3か年の支出実績について、人件費・修繕費・消耗品費・広告宣伝費・委託費等の支出内容がわかる資料をご提供ください。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 62をご参照ください。
69	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	野外活動ゾーンにおいて撤去対象となる施設以外の施設（トイレや遊歩道等）について、現状の維持管理内容、頻度等が分かる資料をご提供ください。	トイレの清掃については、要求水準書 参考資料3-1（p. 19）、芝生・樹木等の管理については、要求水準書 参考資料3-1（p. 188～p. 190）を参照してください。
70	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	スポーツ施設における維持管理業務および運営業務について、現在外部委託している業務の一覧（業務内容・委託範囲・委託頻度等）が分かる資料をご教示ください。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 44をご参照ください。
71	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	スポーツ施設における直近3か年の支出実績について、人件費・修繕費・消耗品費・広告宣伝費・委託費等の支出内容がわかる資料をご提供ください。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 62をご参照ください。
72	63	第7	—	—	運営業務に関する要求水準	スポーツ施設の運営体制について、スポーツ会館とアスレチック・グラウンドゴルフ事務所間の日常的な連絡・情報共有は現在どのような方法（電話・内線・無線等）で行われていますでしょうか。また、利用者対応や予約状況等の情報共有についても、現在の運用方法をご教示ください。	日常的な連絡・情報共有は内線電話で行っています。業務終了後、日誌を確認し、団体利用や作業内容・点検内容等を把握しています。利用者対応はフィールドアスレチック事務所で受付員が行い、予約状況は年間の台帳を受付事務所で作成しています。台帳記入内容についてはスポーツ会館と共有しています。
73	63 64	第7	1	(3) (5)	業務範囲・業務期間 事業者の収入	前回の質問回答で「キャンプサイト利用者の希望により、野外調理等で必要な食材の販売を行うことは食事提供業務としてサービス対価に含めます」とありました。学校関係利用者への販売はサービス対価と理解しますが、一般のキャンプサイト利用者への販売に関しても同じ扱いでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
74	63 64	第7	1	(3) (5)	業務範囲・業務期間 事業者の収入	「物品・飲食物等の販売等の料金は事業者が適切に設定する」とありますが、現在の内容及び販売価格を基準にする必要はないと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、公共施設であることを踏まえ、利用者が利用しやすい料金を提案してください。
75	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員	現状の青年の城の平日・休日別の勤務人数をご教示ください。	平日・休日別の勤務人数は決まっておらず、24名の職員のうち、12～20名程度が施設の利用状況に応じてシフトを組んで対応しています。
76	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	スポーツ施設における平日・休日別の勤務人数をご教示ください。	平日・休日別の勤務人数は決まっておらず、10名の職員のうち、5～8名程度が施設の利用状況に応じてシフトを組んで対応しています。
77	73	第7	2	(2)	酒類・たばこの取り扱い	「キャンプサイト、新宿泊研修施設内に限り、飲酒・酒類の販売は可とする」とありますが、スポーツ会館レストランやイベント時の出店等では酒類の販売・提供は一切認められないという認識でしょうか。	スポーツ会館レストランでの酒類販売・提供は不可としますが、イベント時の出店等による時間や場所を限定した酒類販売・提供は、県と協議の上、認める場合があります。ただし、その場合であっても、飲酒運転や未成年者による酒類の購入・飲酒がないよう十分注意し、対策を行うこととしてください。
78	74	第7	3	(3)	イ 利用受付等	直近3か年の利用者からの要望・苦情について年度ごとの件数および内容をご教示ください。 また、利用者アンケートを実施されている場合には、直近3か年分のアンケート結果がございましたらご提供ください。	直近3か年の利用者からの要望・苦情の件数は以下のとおりです。 令和5年度：3件 令和6年度：11件 令和7年度：17件 要望・苦情の内容および利用者アンケートの結果について、参考資料21として追加します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
79	75	第7	3	(3)	イ 利用受付等	予約システムの運用について事業期間中、運用できれば問題ないでしょうか？事業期間終了後、県へ移管する場合、費用が発生する際には、別途協議する理解でよろしいでしょうか？	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 なお、事業期間終了後にシステムを移管しない場合は、事業期間終了前に、県と協議を行い、事業期間終了後も施設の運営に支障をきたさずに県へ業務を引き渡せる状態としてください。
80	76	第7	3	(3)	ウ 利用料金の徴収等	キャッシュレス決済の導入と記載がありますが、対象の項目をご教示ください。施設の利用料金もキャッシュレス決済とする場合、手数料が高額となりますが、サービス対価に見込まれているのでしょうか。	前段について、事業者にて利用料金等の徴収を想定する全ての料金徴収箇所について、キャッシュレス決済を導入してください。 後段について、キャッシュレス決済により発生する手数料を見込んだ上で、収支計画が成り立つ範囲で利用料金を提案してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
81	77	第7	3	(3)	ウ 利用料金の徴収等	利用料金等の徴収に係るキャッシュレス決済の導入について、指定の決済ブランドへの対応は、南駐車場等を含む公園内の全ての料金徴収箇所（各駐車場の精算機、各施設の窓口等）にそれぞれ個別に導入することが必須か、それとも一部の窓口・アプリ等に集約する方式でも要件を満たすか、ご教示ください。	入札説明書等に関する第2回質問への回答のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 80をご参照ください。 なお、南駐車場については、利用料金を無料とする提案を認めますので、その提案を行う場合、キャッシュレス決済への対応は不要です。
82	78	第7	4	(3)	オ スポーツ会館レストラン	直近3か年の利用人数、収支実績（売上高および支出内訳）ならびに販売品目の販売価格および販売数量が分かる資料をご教示ください。	直近3か年の収支実績（自動販売機とレストランの合計）のわかる資料および販売品目の販売価格がわかる資料について、参考資料22として追加します。当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者にも個別に提供します。 なお、利用人数および販売数量がわかる資料については保有していません。
83	81	第7	6	—	主催事業実施業務	現状のキャンプリーダー事業の企画運営にかかる主要な職員は、継続雇用を希望されているのでしょうか。	要求水準書別添資料25の「継続雇用を希望する職員」の中には、キャンプリーダー事業に従事する野外活動課の職員も含まれています。
84	81	第7	7	—	園内移動の円滑化業務	現状のマイクロバスの運行実績（年間の延べ運行回数、利用者数、運行に要する人件費・燃料代などの経費）をご教示ください。	令和7年度の延べ運行回数は2台合計で342回、利用者数は18,421人、燃料代は246,250円です。 なお、マイクロバスは指定管理者の職員が交代で運転しており、人件費は算定していません。
85	82	第7	8	(3)	要求水準ア	県が設置・管理している自動販売機の台数、設置場所およびメーカー、また、現指定管理者が設置・管理している自動販売機の台数、設置場所およびメーカーをご教示ください。	現在、公園内には、29台の自動販売機を設置していますが、いずれも民間事業者が行政財産の目的外使用許可を受けて設置しているものです。 設置場所の内訳は以下のとおりです。 西ゲート：4台、スポーツ会館内3台、スポーツ会館周辺5台、草野球場3台、アスレチック事務所前1台、屋内テニスコート2台、パートセンター1台、野外活動センター1台、東ゲート1台、青年の城周辺2台、青年の城内6台 飲料メーカーは、キリンが25台、コカ・コーラが2台、セブンティーンアイス（グリコ）が2台です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
86	82	第7	8	(3)	要求水準 ア	スポーツ施設における物品販売の直近3か年の収支実績をご教示ください。	スポーツ施設における物品販売の直近3か年の収支実績がわかる資料について、参考資料23として追加します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者にも個別に提供します。
87	82	第7	9		自主事業（任意）	現在常設のアスレチックは利用料金が条例で定められておりますが、自主事業扱いでしょうか。その場合行政財産使用料対象及び維持管理等もサービス対価に含まれないのでしょうか。	現在、フィールドアスレチックは現指定管理者が所有しており、自主事業にて運営されています。なお、令和10年4月以降は県に移管されるため公園施設に含まれ、本事業においては維持管理及び運営業務の対象となりますので、行政財産使用料は不要となり、維持管理費はサービス対価D-1に含まれます。
88	82	第7	9	—	自主事業（任意）	スポーツ施設において、アスレチックとグラウンドゴルフ以外に検討または実施された自主事業はございますか。	ありません。
89	—	別添資料 8	—	—	地盤調査業務 委託報告書	公表資料、守秘義務対象資料からは青年の城の基礎全体の形状の把握が困難であり、積算することが出来ません。資料・又は入札の公平性を鑑み参考数量のご提供又は別途実費清算として下さい。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 41をご参照ください。
90	—	別添資料 8	—	—	地盤調査業務 委託報告書	公表資料、守秘義務対象資料からは青年の城の基礎下の杭や地盤改良の有無の把握が困難であり、積算することが出来ません。資料・又は入札の公平性を鑑み参考数量のご提供又は別途実費清算として下さい。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する第2回質問への回答」のNo. 41をご参照ください。
91	—	別添資料 15	—	—	備品リスト	リスト内の自動車（複数台）は公道も走行できる車検有りの車両でしょうか？また、全台使用されている状況でしょうか？（故障の有無含む。）	前段、後段ともに、ご理解の通りです。
92	—	別添資料 15	—	—	備品リスト	リスト内の大型の芝刈り機の台数、選定は適正でしょうか？また、故障の有無も踏まえ、点検状況がわかる資料をご提示ください。	大規模な芝生地の芝刈りは再委託により造園業者が実施していますので、指定管理者が直営で芝刈りを行うために必要な芝刈り機を備品として購入しています。 芝刈り機は適宜、点検・整備を行っており、令和7年度に実施した整備は以下のとおりです。 ・4月 ラッピング ・6月 インナー交換、ラッピング ・7月 ベットナイフ交換 ・8月 ベルト交換・ラッピング ・1月 レキシブルワイヤー交換、後ローラー交換、オイル交換、ラッピング

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
93	—	別添資料 15	—	—	備品リスト	スポーツ会館に設置されている車いす用電動昇降機について、当該設備は県の備品との認識でよろしいでしょうか。また、現指定管理者が設置した備品である場合は次期指定管理者へ引き継がれる予定でしょうか。それとも指定管理期間終了時に撤去される予定でしょうか。	当該設備は県所有の設備です。
94	—	別添資料 16	—	—	備品リスト	スポーツ施設において更新予定となっている備品はございますか。また、故障頻度の高い設備がございましたらご教示ください。	今年度にスポーツ施設において購入予定の備品は以下のとおりです。 ・鋼製塗装巻尺30m、50m、100m ・ミリオン巻尺30m、50m、100m ・ピストル（2丁組） ・ハンドマイク ER-1115 ・砲丸男子用7.260kg ・砲丸高校男子・U20男子用6.000kg ・砲丸中学男子・U18男子用5.000kg ・砲丸女子用4.000kg ・砲丸中学女子用2.721kg ・やりロングDR(70m)男子用 ・やりロングDR(60m)女子用 ・無停電電源装置 ・風向風速計気象観測用 ・踏切板 ・粘土板 ・プラスタリーナ粘土（453g） ・粘土用ローラー ・走高跳用バー4m ・棒高跳用バー4.5m ・F511棒高跳用マット ・ソフトコーン(10個組) ・やり検査器 また、テニスコートのネットは毎年3張りをローテーションで購入しています。
95	別添資料 23 1	別添資料 23	2	—	駐車場利用料金の考え方	駐車場利用料金について、利用開始後30分以内は無料とする旨明記されていますが、障がい者や高齢者等に対する利用料金の減免（割引）については、現指定管理者が運用中の規程があればご開示いただきたく存じます。新設する南駐車場等における減免規程を検討する際の参考とさせていただきます。	障がい者や高齢者等に対する利用料金の減免（割引）については、「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」に基づき実施されており、現指定管理者が運用中の規程はありません。
96	—	別添資料 25	—	—	継続雇用希望職員の状況	現在の職員は文化ゾーン・野外活動ゾーン・スポーツゾーンに分かれて勤務をされているのでしょうか。ゾーンを跨いで勤務をされている方がいる場合、どの業務でしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段について、青年の城の職員が従事する総務や経理、企画・広報、施設管理に関する業務については、全ゾーンが対象となっています。
97	—	別添資料 26	—	—	各施設予約の優先順位	競技団体等を集めて優先利用における利用調整会議は実施されておりますでしょうか。している場合、時期と参加団体数をご教示ください。	競技団体等を集めての利用調整会議は行われていません。毎年度秋頃、競技団体あてに次年度のスポーツ施設利用の希望調査票を郵送し、返送された希望調査票を基に利用日程を調整の上、決定しています。 希望調査票発送団体数は、11団体です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
98	—	別添資料 26	—	—	各施設予約の 優先順位	現時点で令和10年以降に予定されている大会等がございましたら、ご教示ください。	現時点で令和10年度以降に公園での開催が決定している大会等はありませんが、例年公園で開催している各種スポーツの大会等については、開催の可否も含めて主催者と調整を行ってください。
99	—	別添資料 26	—	—	各施設予約の 優先順位	優先順位①～⑤の区分ごとの直近3か年の年間予約件数および年間利用件数をご教示ください。	別添資料26の優先順位①～⑤の区分ごとに予約件数や利用件数を集計した資料はございません。
100	—	別添資料 26	—	—	各施設予約の 優先順位	スポーツ施設において、大会や競技団体等により定期的に施設を利用している団体数および主な利用形態(大会、リーグ戦、定期練習等)をご教示ください。	スポーツ施設における過去3か年における利用者のリストを参考資料24として追加します。 当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。 定期的に利用している団体数および利用形態は集計していません。
101	—	別添資料 26	—	—	各施設予約の 優先順位	優先順位⑤「一般利用(学校等を含む)」について「学校等」とは、部活動などの利用を指すとの認識でよろしいでしょうか。	「学校等」については、保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特定支援学校および小学生、中学生または高校生が所属する教育目的の活動団体が利用する場合を指します。活動の内容に規定はありません。
102	別添資料 26 1	別添資料 26	—	—	(スポーツ ゾーン内の施設)	③競技団体について具体的に対象となる団体のリストをご提供ください。	対象となる競技団体のリストについて、参考資料25として追加します。 当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
103	—	別添資料 29	—	—	公園内看板一覧	別添資料No. 29、公園内看板一覧に記載のない看板については本PFI事業開始までに撤去されると理解しますが、よろしいでしょうか。	具体的に対象となる看板が不明ですので、回答が困難ですが、別添資料29に記載していない看板がある場合の取扱いについては、内容を確認の上、対応を検討します。
104	—	参考資料 1	—	—	現施設利用者 数データ	スポーツ施設において、各施設・各諸室の直近3か年における時間帯別(早朝・午前・午後・夜間)の利用件数および利用料金収入がわかる資料をご提供ください。	スポーツ施設における時間帯別の利用件数および利用料金に関する資料を参考資料26として追加します。 当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
105	—	参考資料 1	—	—	現施設利用者数データ	各施設・各諸室の年間稼働率をご教示ください。	各施設の年間稼働率がわかる資料について、参考資料27として追加します。 当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
106	—	参考資料 3-1	—	—	現指定管理施設管理等業務仕様書	維持管理業務の年間計画表がございましたらご教示ください。 業務名・業務内容・実施頻度・実施月（週） など	現在の維持管理業務は要求水準書参考資料3-1に記載の内容およびスケジュールにより実施されています。 維持管理業務全体の年間計画表は作成されていません。

■様式集（入札説明書 添付資料2）に関する第2回質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	7	第2	3	(4)	事業提案概要書	A3判16枚にもわたる事業提案概要書の作成は、事業者への負担が過大ですので、A3版1枚としていただきたい。 当選案の公表用資料であれば1枚程度で十分と考えます。概要版を審査資料とするのであれば、本編を概要版の枚数とし、必要に応じて補足資料を添付すればよいと思います。 民間事業者の負担を減らすための公募資料削減については、内閣府のPPP/PFI推進アクションプランにもあげられていますので、ご検討願います。	事業提案概要書は事業者特定時の公表用資料となりますので、A3判2枚で作成してください。 様式集のうち様式12を修正しますので併せてご参照ください。
2	41	様式3-4	—	—	基礎審査リスト	B列が印刷範囲に入っていないので、B列を印刷範囲に含めて印刷することによってよろしいでしょうか。（既存の設定より縮尺が小さくなりますがよろしいでしょうか。）	様式3-4について、B列を印刷範囲に含めて印刷してください。
3	41	様式3-4	—	—	基礎審査リスト (4) 開業準備に関する事項	体制等の構築業務において、「業務実施にあたり必要な各種マニュアルを作成している。」と記載されているが、「業務実施にあたり必要な各種マニュアルを作成する計画である。」ではないのでしょうか？	「業務実施にあたり必要な各種マニュアルを作成する計画である。」を正とします。 様式集「基礎審査リスト」（様式3-4）の記載を修正しますので、ご参照ください。
4	46	様式4-2	—	—	入札価格内訳書	⑪のうち、「a「運営業務」に係る対価の備考欄に「様式10-14から転記」とありますが、「様式10-11」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集「入札価格内訳書」（様式4-2）の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
5	46	様式4-2	—	—	入札価格内訳書	⑫「運営業務」および「維持管理業務」の対価とありますが、「維持管理業務」のみの記載が正との理解でよろしいでしょうか。	様式4-2 ⑫「運営業務」および「維持管理業務」に係る対価（新設施設の修繕・更新費（計画内））（サービス対価D-2）の欄には維持管理業務における新設施設の修繕・更新費（計画内）の金額を記載してください。 なお、様式4-2の記載は原案のとおりとします。
6	77	様式9-5	—	—	維持管理費内訳書 ①人件費	人件費の項目に「建築物保守管理業務」や「設備保守管理業務」等の委託業務に関する文言が様式内に記載されています。 人件費は、維持管理責任者や設備員、清掃員等の記載が適切であると思われるため、任意の項目に変更してもよろしいでしょうか。	人件費の費目名は例示ですので、事業者の積算等に合わせて費目を変更いただくことは可能です。
7	93	様式10-10	—	—	利用料金等収入計画書	欄外※印の2つ目に「様式10-13で設定した利用料金収入等に合わせて項目を調整すること」とありますが、様式10-13は自主事業費計画書になりますので、正しい参照先をご教示ください。	様式10-9を参照してください。 様式集「利用料金等収入計画書」（様式10-10）の記載を修正しますので、併せてご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	93	様式10-10	—	—	利用料金等収入計画書	欄外※印の3つ目に「様式10-13で提案した利用料金等を記載すること」とありますが、「様式10-9」が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集「利用料金等収入計画書」（様式10-10）の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
9	93	様式10-11	—	—	運営費内訳書 ④運営段階におけるその他費用	要求水準書P71（14）D Xの推進に発生するイニシャル及びランニング費用は様式集10 - 11の④運営段階におけるその他費用に記載すればよろしいでしょうか？	各費用の記載箇所は事業者提案に委ねます。
10	98	様式11-4	—	—	損益計算書	営業費用の欄に「維持管理業務（（新設施設の修繕・更新費（計画内））に係る費用）」の項目が必要ではないでしょうか。	事業者にて必要と判断した項目は、適宜追加・細分化してください。
11	98	様式11-4	—	—	損益計算書	SPCの清算を行うR28年度の欄を追加してもよろしいでしょうか。	必要に応じ、事業者にて追加してください。
12	98	様式11-5	—	—	キャッシュフロー計算書	キャッシュアウトの欄に「維持管理業務（（新設施設の修繕・更新費（計画内）に係る費用）」の項目が必要ではないでしょうか。	事業者にて必要と判断した項目は、適宜追加・細分化してください。
13	101	様式11-11	—	—	県内企業等の活用	提案段階において、発注件数の確定は困難である（特に建設業務）ため、様式記載の表の発注件数の欄は無しとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、発注件数について、提案時点で確定は不要ですが、確約可能な件数を記載してください。

■落札者決定基準（入札説明書 添付資料3）に関する第2回質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第3	1	3	(3) 木材の活用	加算審査「(3)木材の活用」における評価（使用木材量、使用箇所等）について、柱・梁等の主要構造部材として木造を使用する場合だけでなく、内装・外装等の仕上げとして木材を使用する木質化についても、使用木材量・使用箇所として評価の対象に含まれるとの理解でよいか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
2	6	第3	1	4	(1) 供用開始後を見据えた計画	スケジュール等を具体的に明示するよう記載されていますが、スケジュールには日付まで記載必要なのか月単位、又は四半期での取組期間が記載されていれば良いのか教えて頂きたいです。	スケジュールは月単位を最大単位とし、事業者提案を表現しやすいように提案書を作成してください。

■「入札説明書に関する第1回質問への回答②」に関する質問への回答

No.	頁	大項目	質問の内容	質問への回答
1	入札説明書 5	No.32	既存施設の長期修繕計画は事業者が作成するが、計画の記載に関わらず、1件当たり100万円を超える修繕については、県が実施するとの認識でお間違いないでしょうか。	見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。）以上となる修繕については、県へ速やかに報告するとともに対応を協議することとします。
2	入札説明書 5 様式集 2	No.33 No.10	「キャンプサイトの修繕・更新費はサービス対価の対象外です」「キャンプサイトの長期修繕は、サービス対価D-2に含まれない」とのことですが、様式9-6(長期修繕計画書(公園施設・キャンプサイト))において「赤枠をD-2に記載」とあります。 キャンプサイトはサービス対価D-2に含まれないため、様式9-6に記載すべき長期修繕計画は、「公園施設」のみでよろしいでしょうか。	様式集を修正しますので、「長期修繕計画書(公園施設)」(様式9-6-1)に公園施設の計画を、「長期修繕計画書(キャンプサイト)」(様式9-6-2)にキャンプサイトの計画を記載してください。
3	要求水準書 2	No.13 No.14	「別添資料30_既存建築物一覧(修正版)」においては、スポーツ会館、多目的トイレ棟、桜の森トイレ棟が対象とされていましたが、質疑回答の「既存施設の中で、長期修繕計画の対象はスポーツ会館のみです。」を正とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別添資料30を修正しますのでご参照ください。
4	要求水準書 3	No.18	「移設又は同等施設の新設を行う場合、～撤去は可とします。」とのことですが、移設又は撤去・新設の費用はサービス対価に含まれとの理解でよろしいでしょうか。	移設又は撤去・新設の費用はサービス対価に含みません。
5	要求水準書 7	No.47	「里道内に建築物・工作物を配置しない計画としてください。」とありますが、里道の位置より整備予定地における新宿泊研修施設の計画の自由度に著しく影響があるため、付け替え、廃止について再考願います。	里道の取扱いは関係機関と協議中であり、未定ですので、原案のとおり里道内に建築物・工作物を配置しない計画としてください。
6	要求水準書 8	No.55	「原案のとおりとします」とのことですが、共用部門・研修部門がともに1階に計画される場合でも、便所の集約化は不可でしょうか。1階の建築面積から便所を2カ所設けるのは経済的ではないため、再考をお願いします。	共用部門・研修部門がともに1階に計画される場合において、管理運用面・セキュリティ面の対策が講じられ、利用上支障がないと県が判断する場合は、1階部分の便所の集約化を認めます。 また、便所の必要器数の算定にあたっては、それぞれの対象部門を利用する総人数を考慮してください。
7	要求水準書 9	No.64	要求水準書に関する質問への回答No. 64において、「要求水準書および別添資料からは読み取れないような事情により、提案段階と比べて移設費用の増大が見込まれる場合、当該増加費用は県が負担します」とありますが、増加費用を負担してもらえということでは、極端に低い金額で移設費用を見込んで応じたグループが入札においては有利になってしまいうことから、公平な入札のためにも、事業費に見込む移設費用を県から示す指定金額としていただくとともに、実施時の指定金額からの増加分は県負担としていただきたい。	原案のとおりとします。なお、要求水準書および別添資料からは読み取れないような事情に関する記載は例外的な対応であり、原則として県からの増加費用の負担は行わないものとして積算してください。
8	要求水準書 18	No.125	「料金徴収方法については、キャッシュレス決済を導入することとしていますが、学校等の団体利用者の料金支払いに配慮するとともに、障害者等への料金減免に対応できるものとしてください」とありますが、学校等の団体利用者への配慮とは、必ずしも現金精算機を設置することを求めるものではなく、別途窓口精算や請求書払い等の代替手法で対応すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 19	No.129	キャンプサイト運営に係る光熱水費は事業者負担となるとありますが、運営業務の食事提供業務における食堂棟の利用分は県負担との理解でよろしいでしょうか。また、費用は利用時間などによる按分とすることよろしいでしょうか。	青年の城の「食堂棟」において、キャンプサイト利用者に対して食事提供業務を行う場合は、食事提供業務の一部とみなし、光熱水費は県負担となります。食堂棟に係る光熱水費は入札書説明書別紙3「光熱水費の取り扱い」の記載のとおりとなりますので、基準額を超過した分については事業者負担となります。 キャンプサイトの「食事棟」にて食事提供業務を行う場合は、キャンプサイトにおいての食事提供業務は業務範囲に含まれないため、光熱水費は事業者負担となります。
10	要求水準書 20	No.138	「提案いただく～トイレの改修内容や時期を検討」とのことですが、今回の事業者公募にて改修内容について提案することは可能でしょうか。（便器数減、和式大便器の洋式への変更、シャワー撤去など、野-84、野-89は、野外活動施設が撤去された後は、あきらかに便器数等が過大と思われます）	提案いただくことは可能としますが、改修の可否や改修する場合の内容・時期については、県において決定します。
11	要求水準書 28	No.194	要求水準書に関する質問への回答No. 194において、「事業契約書において納付金の記載を修正します」とありますが、修正内容の確認をしたいので、修正版事業契約書を開示ください。	事業契約書16条4項「プロフィット・シェアに基づく納付金」を「プロフィット・シェアに基づく支払い」と契約書において修正する見込みです。事業契約書（案）としての修正版の公表予定はありません。
12	様式集 2	No.10	様式集に関する質問への回答No. 10において、キャンプサイトの長期修繕はサービス対価D-2に含まれないとの回答でしたので、本様式は公園施設の修繕費のみ記載すればよい、との理解でよろしいでしょうか。その場合、様式のタイトルを修正いただければと思います。	入札説明書に関する第2回質問への回答のうち、「入札説明書に関する第1回質問への回答②」に関する質問への回答No. 2をご参照ください。
13	様式集 2	No.14	様式集に関する質問への回答No. 14において、利用料金収入の記載は不要、との回答がありました。様式4-2に利用料金収入の控除欄がないことから、このままでは費用だけが入札価格となってしまいます。⑪サービス対価D-1の内訳として利用料金収入の額（様式10-10）の項目が必要ではないでしょうか。	ご質問を踏まえ、様式集「運営費内訳書」（様式10-11）の記載を修正して想定利用料金等収入の控除欄を設けますので、ご参照ください。
14	様式集 3	No.20	プロフィットシェアの想定額は「あくまで想定として提案してください」との回答ですが、評価においては還元額の多寡そのものを評価するものではなく、想定する還元額に対する再投資内容の妥当性、整合性及び実現性を評価するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■「入札説明書に関する第1回質問への回答②」に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	2	(10)		廃棄物処理業務	緑地管理業務で発生する撤去した樹木や芝の刈りカス等は廃棄物回収の対象となりますでしょうか？現状集積されている樹木や枝葉、芝の刈りカス等は全て処分した状態で引き渡しをしていただけたとの認識でお間違いありませんでしょうか？	園内で撤去した樹木や芝等については、スポーツゾーン内の圃場へ集積していただいております。現在集積されている樹木等については、公園利用者の支障になるものではなく、圃場内の集積にも余裕があるため、撤去・処分の予定はありません。本事業開始後も現状のままで残置可能です。
2	—	—	—	—	—	現状駐車場の売上、入出庫台数、30分以内の入出庫台数についてご教示ください	令和7年度の駐車場の利用料金収入および利用台数がわかる資料について、参考資料28として追加します。当該資料は、入札説明書に記載の手續きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。 なお、30分以内の入出庫台数については、集計していません。